

マイクロソフト サプライヤー倫理規定

マイクロソフトの使命は、地球上のあらゆる個人と組織の能力を強化し、より多くの目標を達成できるようにすることです。当社の使命を達成するということは、革新的な技術を構築するという目標に留まらず、会社として、また個人としての在り方や、どのようにビジネスを内部管理し、お客様、パートナー、政府、コミュニティ、サプライヤーと協働するかという目標を達成することでもあります。

マイクロソフトは、[業務遂行基準](#)を通じて、倫理的な業務の慣行と法規制の遵守を含む企業の基準を確立しました。同様に、マイクロソフトは、当社の取引先がマイクロソフト サプライヤー倫理規定 (SCoC) を遵守し、同規定に関する従業員のトレーニングを行うことで、この誠実さに対する義務を受け入れていただくことを期待しています。

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿って、この規範の規定は、以下のように国際的に認められた基準に由来し、これを尊重しています：

- 労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関宣言
- 国際労働機関中核条約 (No. 29、87、98、100、105、111、138、182) および労働基準法
- 国連児童の権利に関する条約 第 32 条
- OECD 多国籍企業向け行動指針
- OECD 責任あるビジネス行動のためのデューデリジェンス ガイダンス
- 国連グローバルコンパクト諸原則
- 世界人権宣言と、それを成文化した主要文書である国際人権規約 (市民的および政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約) を含む国際人権章典。

また、SCoC は、マイクロソフトのグローバル ヒューマンライツ ステートメントおよびサプライチェーン ヒューマンライツ ポリシー ステートメントと整合しています。マイクロソフトは、労働者の自己決定権、身体的完全性、および移動の自由、思想、良心、宗教、言論、家族の権利、国籍、プライバシーを含む個人の自由を含むサプライチェーンにおける環境、健康、安全、人権、倫理に関する高い基準を維持することを約束します。

1. サプライヤー倫理規定の遵守

サプライヤーとその従業員、担当者、代理人、下請業者、サブティア サプライヤー（総称して「サプライヤー」といいます）は、マイクロソフトと共に、またはマイクロソフトに代わって業務を遂行する際には、本サプライヤー倫理規定を遵守する必要があります。サプライヤーは、下請業者およびサブティア サプライヤーに対して、自社の業務とサプライチェーン全体で SCoC を遵守することを求める必要があります。サプライヤーが本倫理規定に違反するような状況が発生した場合、サプライヤーは、マイクロソフトの連絡担当者、マイクロソフトの管理者のメンバー、または本文書の最後に記載されている連絡先に直ちに報告する必要があります。

マイクロソフト サプライヤーはすべて、適用される法律および規則のすべてを完全に遵守し、マイクロソフトの要件のうち、より厳しい方を遵守して、業務を遂行する必要があります。サプライヤーは、サプライヤー倫理規定への適合を達成するために設計された改善プログラムの実施と監視に責任を持つものとします。マイクロソフト サプライヤーには、SCoC の遵守を自己評価および実証することが求められますが、マイクロソフトは、必要に応じて、またリスクに基づき、抜き打ち監査を含め、サプライヤーを監査またはサプライヤーの施設を検査し、遵守を確認する場合があります。サプライヤーは、違法な行為または SCoC もしくはマイクロソフトのポリシーに違反する行為を行った場合、マイクロソフトとの取引関係が解消されることがあります。サプライヤーがマイクロソフトと締結する可能性のある契約で定められたその他の義務を履行することに加え、SCoC を遵守することおよび SCoC トレーニングを修了することが求められます。

2.法令および規制の遵守

マイクロソフト サプライヤーは、以下の要件を満たす必要があります：

2.1 取引： サプライヤーは、取引法や制裁規制を含むがこれらに限定されない、物品の輸出入に適用されるすべての法規制を遵守すること。サプライヤーは、マイクロソフトが適用法の遵守を維持するために必要な規制に関する通知を行うことなく、当該規制対象の技術、製品、または技術データをマイクロソフトに提供しないものとします。

2.2 独占禁止： サプライヤーは、事業を遂行する法域に適用される独占禁止および公正競争に関する法律を完全に遵守して事業を遂行すること。

2.3 腐敗防止： マイクロソフトは、ファシリテート ペイメントを含むあらゆる種類の汚職的な支払いを禁止しています。私たちは、すべてのサプライヤーに対して、[マイクロソフトの代表者に対する腐敗防止ポリシー](#)を遵守するよう求めています。サプライヤーは、高い倫理基準を

持って行動し、[米国連邦海外腐敗行為防止法](#)（「FCPA」）およびその他すべての適用される腐敗防止法およびマネーロンダリング防止法を遵守することが期待されています。

いかなるサプライヤーも、マイクロソフトの業務上の利益を促進する目的で当該職員の決定に不適切な影響を及ぼすために、またはその他の方法でマイクロソフトの業務上の利益を不適切に促進するために、政府職員またはその他の当事者に対して、直接、間接を問わず、価値を有するもの（贈答、出張、接待、慈善寄付、雇用など）の約束、承認、提供、支払いを行ってはなりません。サプライヤーは、あらゆる形態の贈収賄や汚職を禁止し、そのビジネス上の取引は透明性を持って実施し、サプライヤーの帳簿や記録に正確に反映するものとします。サプライヤーは、腐敗防止法の遵守を確実にするために、コンプライアンスの監視、記録管理、および施行手順を実施する必要があります。サプライヤーは、担当者、代理事業者、または下請業者が倫理に反する行為を行っていたり、贈収賄やキックバックに関与していたりする兆候がみられる場合、その旨をマイクロソフトに報告する必要があります。

定義：「政府関係者」とは、選挙で選ばれた公職者を含む政府機関またはその下位組織の職員、一時的な場合を含め、政府機関の代理を務めるあらゆる個人、政府が所有または管理する企業の役員および従業員、政治的官職の候補者、政党の職員、世界銀行や国連などの公的国際機関の役員、従業員、代表者を指します。

2.4 アクセシビリティ：世界中の 10 億人以上の人々が、視覚、聴覚、運動、認知、言語、精神的健康状態などに関するさまざまな障害を抱えています。あらゆる能力の人がアクセスできる製品、アプリ、サービスを開発することは、マイクロソフトの DNA の一部であると同時に、地球上のすべての人や組織がより多くの成果を達成できるようにするというマイクロソフトのミッションの一部でもあります。マイクロソフトの各サプライヤーは成果物の創造において、次の事項を遵守する必要があります：

- a. 国際アクセシビリティ基準ウェブコンテンツアクセシビリティガイドライン (WCAG) 最新版のレベル A および AA (https://www.w3.org/standards/techs/wcag#w3c_all より入手可能)、および
- b. アクセシブルなデバイス、製品、ウェブサイト、ウェブベースのアプリケーション、クラウドサービス、ソフトウェア、モバイルアプリケーション、コンテンツ、またはサービスを開発するためのすべての法的要件およびマイクロソフトが提供するアクセシビリティ要件と標準。

マイクロソフトは、サプライヤーがアクセシビリティの文化を創造し、誰もがサプライヤーの成果物を最大限に活用できるよう後押しすることに努めています。マイクロソフトのサプライヤー アクセシビリティ リソースは、<https://www.microsoft.com/en-us/accessibility/resources> でご確認ください

3.業務上の慣行と倫理

マイクロソフトのサプライヤーは、業務上の交流および活動を誠実かつ信頼を損なわないように行う必要があります。また、これに限定されることなく、以下の要件を満たしている必要があります：

3.1 業務情報の報告： サプライヤーおよびサブティアの人権、衛生、環境活動、事業活動、構造、財務状況、業績に関する情報は、適用される規制および一般的な業界の慣行に従って開示されるものとします。サプライヤーは、すべての記録を最低7年間保持するものとし、7年間を超える保持はサプライヤーの裁量によります。サプライチェーンにおける記録の改ざん、条件や実践の虚偽は容認されるものではなく、サプライヤーとマイクロソフトとの取引関係を終了させる場合があります。

マイクロソフトから要請があった場合、サプライヤーは、マイクロソフトがサプライチェーンのデューデリジェンスを実施し完了できるように、必要な情報および裏付けとなる文書を提供する必要があります。これには、採用段階を含む強制労働の指標がないことを検証するための文書、人員、労働者へのアクセスの提供、下請業者またはサブティア サプライヤーからの特定情報の開示が含まれます。これには、製品の製造に関わる労働者の完全なリスト、賃金の支払い、労働者の在留資格と出自、文書化された労働者と一致する労働時間と生産高、雇用の自発性、リスク評価と分析、契約条件、調査結果、苦情、改善措置、抗議などのコンプライアンスデータ、および関連の意思決定が含まれる場合があります。

3.2 マネジメント システムの構築： サプライヤーは、本規範の内容に関連し、OECD 責任ある企業行動のためのデューデリジェンス ガイダンスに沿った範囲の環境、健康、安全、人権、倫理のマネジメント システムを確立する必要があります。マネジメント システムは、(a) サプライヤーの業務および製品に関連する適用法令および顧客要求事項の遵守、(b) 本 SCoC への適合、(c) 本 SCoC に関する業務リスクの特定および軽減を確実にするために設計される必要があります。また、継続的な改善を促進する必要があります。

マネジメントシステムは、以下の要素を含む必要があります：(1) サプライヤーのコミットメント、(2) 経営者の説明責任および責任、(3) 法的・顧客要求、(4) リスク評価およびリスク管理、(5) 改善目標、(6) トレーニング、(7) コミュニケーション、(8) 関係者の関与とフィードバック、参加および苦情のメカニズム、(9) 監査および評価、(10) あらゆる違反の可能性を含む人権・労働への悪影響に対する是正措置と有効な救済処置、(11) 文書化と記録、(12) サプライヤーの責任定義。

特に、脆弱性や周縁化のリスクが高い集団の個人の権利とニーズに注意を払う必要があります。

現地法人が要求する場合、ISO 45001 のマネジメントシステムを導入している必要があります。

3.3 贈答と接待： サプライヤーは、業務上のもてなしを行う際には、適切な判断が必要です。高額、または透明性や正当な目的を欠いた贈答、食事、娯楽、接待、出張は、賄賂とみなされたり、利害相反のように見えたり、意思決定に不適切な影響を及ぼそうとしていると認識される可能性があります。仮に許可された場合であっても、マイクロソフトの従業員に対して業務上のもてなしを行う場合には、控えめで頻繁ではなく、通常の業務の中で行われる必要があります。贈与する側の利益や優位性を得るために価値を有するものを提供したり、マイクロソフトの従業員に影響を与えたり、判断に支障をきたしたり、義務を負わせたりするとみなされる可能性のあるものを提供してはなりません。サプライヤーは、マイクロソフト Procurement またはその代表者を含む、特定のマイクロソフト組織のメンバーに対して、いかなる価値のある贈り物を贈ることも禁じられています。サプライヤーは、マイクロソフトの従業員に、潜在的な受取人に対するマイクロソフトのギフトポリシーの限度額を尋ね、その限度額を超えないようにすることが求められます。

サプライヤーは、マイクロソフトに代わって、出張、宿泊、贈答、接待、娯楽、慈善寄付の費用を政府職員に支払うことを禁止されています。

3.4 利益相反： サプライヤーは、マイクロソフトとの業務において利害の対立が生じることを避ける必要があります。マイクロソフトとの業務に影響を与える可能性のある、またはサプライヤーとマイクロソフトとの間の業務取引に関与する可能性のある、当社の従業員との家族またはその他の密接な個人関係が判明した場合は、直ちに開示する必要があります。

マイクロソフトの従業員との関係についてマイクロソフトからの質問に回答するときは、誠実で率直かつ正直に回答すること。

3.5 インサイダー取引：インサイダー取引は禁止されています。連邦証券法に基づき、サプライヤーは、マイクロソフトまたは他の会社に関する、(1) 投資一般に入手不可能で、(2) 投資家の証券売買の意思決定に影響を与える可能性がある情報を保有している場合、マイクロソフトまたは他の会社の証券の売買を行うことはできません。

3.6 勧誘禁止：マイクロソフト社員へのいかなる勧誘も禁止されています。

3.7 プレスおよび広報活動：サプライヤーは、マイクロソフトのコーポレート コミュニケーションチームの書面による事前の同意なしに、マイクロソフトとの関係、業務、または契約に関する報道機関への発言、プレスリリース、広報、マーケティングを発行してはなりません。サプライヤーは、いかなる場合においても、マイクロソフトを代表して発言してはなりません。

3.8 下請業者との契約：サプライヤーは、マイクロソフトと締結する契約に含まれるその他の義務の履行に加えて、サプライヤーのマイクロソフトに対する義務を履行するために下請業者との協約を締結する前に、マイクロソフトから書面による同意を得る必要があります。

3.9 出張費：合意された業務内容やその他の契約上の義務の履行中に発生した旅費の払戻しを求めるサプライヤーは、[サプライヤーのための旅行ガイドラインに準拠する必要があります。](#)

3.10 責任ある原材料の調達：すべてのマイクロソフト サプライヤーは、すべての原材料の抽出、輸送、使用に関連する人権および関連する環境リスクを追跡・監視するための専門的なデューデリジェンスシステムを設計する必要がありますが、これに限定されません。このプロセスは、紛争影響地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための OECD デューデリジェンス ガイダンスからの情報を得て、適切なリスクの特定、軽減、監視、修復、および報告メカニズムを含むものとします。

3.11 トレーサビリティ：サプライヤーは、原材料からマイクロソフトに供給される完成品またはサービスまでのすべての上流サプライヤーを特定する保管の連鎖を示す管理システムを確立する必要があります。このシステムは、発注書、請求書、パッキングリスト、支払い記録、出荷記録、部品表、原産地証明書、売り手と買い手の在庫記録、輸出入記録などの取引および出荷文書によってサポートされます。サプライヤーは、要求に応じて、マイクロソフトが核原料または投入物の原産地および管理を証明するためのサプライチェーン デューデリジェンス義務を果たすことができるように、必要なサプライチェーン マッピング データをマイクロソフトに提供するものとします。（業務情報の報告もご参照ください）

サプライヤーからの原材料が混在している場合、サプライヤーは、監査可能なプロセスおよび各原材料または投入物の起源と管理を証明する証拠を持つ必要があります。

4.労働にかかると慣行と人権の尊重

私たちは、製品やサービスを作るすべての人が、尊敬と尊厳をもって扱われるよう努力しています。マイクロソフトは、サプライヤーに対して、雇用に関する法律をすべて完全に遵守し、あらゆる人権を尊重し、職場において平等な機会を提供するという取り組みを共有し、影響を受けるコミュニティと関わり、人権への悪影響を是正するために効果的な措置を取ることを求めます。サプライヤーは、制限なく、以下の要件を満たす必要があります：

4.1 差別およびハラスメントの禁止： サプライヤーは、ハラスメントや違法な差別、報復のない労働力と職場を作るべく取り組む必要があります。サプライヤーは、自社の業務慣行において、女性や移民労働者を含むさまざまな人口層のグループの権利が尊重されるようにする必要があります。サプライヤーは、職場で平等な機会を提供し、合理的な配慮をする必要があります。また、年齢、家系、市民権、肌の色、家族の看護や治療のための休暇、性自認または性表現、遺伝情報、在留資格、婚姻歴または家族の状態、医学的状态、国籍、身体的または精神的障害、支持政党、組合の会員資格、軍歴、人種、宗教、性別（妊娠を含む）、性的指向、または適用される現地の法律、規則、条例によって保護されているその他の特性に基づいて、ハラスメントや雇用における差別を行ってはなりません。サプライヤーは、適用法規または職場の安全性に関して慎重であることが求められる場合を除き、労働者または採用候補者に妊娠検査を含む医療検査を受けることを要求してはならず、検査結果に基づいて差別してはなりません。サプライヤーは、法律で要求される範囲であらゆる障害に対応しなければなりません。

4.2 児童労働の使用禁止： 児童労働は、いかなる状況においても使用してはなりません。サプライヤーは、15歳、もしくは義務教育の修了年齢、または雇用上の法定最低就業年齢のうち、いずれか要件が最も高い方を雇用してはなりません。サプライヤーは、労働者の年齢を確認するための適切なメカニズムを導入する必要があります。マイクロソフトは、青少年の教育的利益のために、すべての法律および規制を遵守した合法的な職場学習または実習プログラムの使用を支援するだけであり、そのようなシステムを悪用する者とビジネスを行うことはありません。18歳未満の労働者は、夜勤や残業を含め、健康や安全を脅かす可能性のある業務を行って

はいけません。サプライヤーは、学生記録の適切な管理、教育パートナーの厳格なデューデリジェンス、適用される法律や規則に従った学生の権利の保護を通じて、学生労働者の適切な管理を保証する必要があります。サプライヤーは、すべての学生労働者に適切なサポートとトレーニングを提供する必要があります。現地法がない場合、学生労働者、インターン、および実習生の賃金率は、同等または類似の業務を行う他の初級労働者と少なくとも同じ賃金率である必要があります。児童労働が確認された場合は、是正が必要です。

4.3 強制労働、囚人労働、および人身売買の禁止：強制労働、拘束労働（債務拘束を含む）、年季奉公、囚人労働、商業的性行為の調達、奴隷制、人身売買は許されません。これには、労働やサービスのために、脅迫、力、強制、誘拐、詐欺などの集団で人を輸送、収容、募集、移送、または受け入れることへの支援や関与が含まれます。

該当する場合、労働者の寮または居住区を含むサプライヤーが提供する施設への出入りに関する不当な制限に加え、施設内での労働者の移動の自由に関する不当な制限もないものとします。労働者は、恣意的な逮捕や拘束から解放されます。

すべての労働は自発的なものでなければならず、労働者は、労働者の契約に従って合理的な通知がなされれば、いつでも自由に離職し、またはペナルティなしに雇用を終了することができます。ものとします。

労働者は、雇用主、代理人、または副代理人の採用費またはその他の関連費用を支払うことを要求されないものとします。そのような手数料が労働者によって支払われたことが判明した場合、そのような手数料は直ちに労働者に返済することが求められます。

サプライヤーは、(1) 国際労働機関（ILO）のサプライチェーンによる「強制労働の指標」に依拠し、(2) サプライヤーの担当者に対するトレーニングや強制労働に関連する問題の意識向上についての規定を定め、(3) 違反が発生した場合にサプライヤーが提供する改善策を詳述した、自発的労働の遵守に関する計画を策定する必要があります。サプライヤーは、人身売買、囚人労働、強制労働、およびその他の形態の奴隷を禁止するサプライヤーのポリシーについて従業員、代理人、補助機関、採用担当者、契約業者、下請業者、およびサブティア サプライヤーに通知し、意識向上、リスクの特定、従業員による報告、是正措置、違反に対する罰則の可能性を促進するためのトレーニングやプログラムを提供する必要があります。

4.4 労働者に対する身元に関連する文書および個人的文書へのアクセスの確保：サプライヤー、代理店、および副代理店は、政府発行の身分証明書、パスポート、運転免許証、労働許可証などの身分証明書や出入国管理書類を保持したり、その他の方法で破棄、隠匿、没収しては

なりません。雇用者は、労働許可証やその他の法的書類の取得・更新に必要な期間だけ書類を保管することができます。サプライヤーまたはその代理人は、適切な書類（パスポート・旅券の保有理由と保有予定期間を記載した書類）を提出する必要があります。また、労働者から要求があった場合、12時間以内に労働者に書類を返却するプロセスを整備する必要があります。

4.5 外国人移住労働者に対する帰国手段の提供：業務が行われている国の国民ではなく、サプライヤーのために業務を行うという具体的な目的で採用され、自国から他国に移住する外国人労働者を雇用する場合、サプライヤーは、雇用終了時に帰国手段を提供するか、または帰国のための旅費を補償する必要があります。この要件は、短期的または長期的な任務に就く専門家職員の永住権を持つ従業員には適用されません。

4.6 適切に訓練された採用担当者の使用によるコンプライアンスのサポート：サプライヤーは、国際基準、採用実施国の現地の労働法、またはマイクロソフトの要件のうち、最も厳しいものを遵守し、かつ訓練を受けた採用担当者、職業斡旋業者、および採用会社を使用しなければなりません。

4.7 採用時における雇用条件の明確化：採用担当者、雇用代理店、副代理店、人材派遣会社を含むすべてのサプライヤーは、従業員の募集中または雇用の提供中に、労働者が利用しやすい形式と言語で、開示を怠るなど、誤解を招くまたは不正な行為を行うことを禁じます。賃金やFRINGE BENEFITを含む主要な雇用条件、勤務地、生活環境、住居および関連費用（雇用主または代理人が提供または手配した場合）、従業員に請求される重要な費用、および該当する場合、業務の危険な性質について、従業員の採用時に基本情報を提供しなかったり重大な虚偽説明をしたりすることなどです。

4.8 必要に応じた、書面による雇用契約または合意の提供：雇用プロセスの一環として、すべての労働者は、業務内容、賃金、採用手数料の請求禁止、勤務地、居住施設および関連費用、休暇、往復の交通手段の手配、苦情処理プロセス、人身売買を禁止する適用法規の内容などの雇用条件を記載した、母国語の雇用契約書を提供される必要があります。外国人移住労働者は、少なくとも当該労働者が出身国を出発する前に雇用契約書を受け取る必要があります。受入国に到着した際には、現地法に従うため、および同等以上の条件を提供するために変更を加える場合を除き、雇用契約の差し替えや変更は行われてはなりません。

4.9 公正な報酬の提供：サプライヤーは、適用される賃金法に従って賃金の支払いを保証し、サプライヤーが事業を行っている、または労働者（永久、臨時、派遣の従業員、移民労働者、見習い、契約労働者を含む）を雇用している管轄区域内で法的に義務付けられた手当を提供しな

ければなりません。サプライヤーは、新規および既存の適用される生活賃金要件または規制を遵守することが期待されます。現地の法律に従い、労働者には通常の間給以上の時間外手当が払われるものとします。賃金からの控除を懲戒処分として用いることは許されません。各給与期間において、労働者は、遂行した業務に対する正確な報酬を検証するための十分な情報を含む、分かりやすい賃金明細書を適時に提供されるものとします。派遣社員、派遣労働者、外部委託労働者の利用は、すべて現地の法律の範囲内で行います。賃金が公正労働基準法の第14条(c)項の適用対象となる障害をもつ労働者が受け取る賃金は、大統領令13658号に定められている最低賃金総額を下回らないものとします。

4.10 尊厳と敬意をもった従業員への扱い：サプライヤーは、暴力、性別に基づく暴力、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的または身体的な強制、いじめ、公衆の面前での辱め、暴言、その他の形態の脅迫を含む過酷なまたは非人道的な扱いも行ってはなりません。サプライヤーは、人道的な扱いに関するポリシーを定め、監督者を監視して、適切な行為を行えるようにする必要があります。これらの要件をサポートする懲戒に関する方針や手続きは、明確に定義され、労働者に伝達されるものとします。

4.11 勤務時間と休業日に関する要件の遵守：労働時間は、現地の法律で定められた上限を超えないものとします。さらに、1週間の労働時間は、緊急事態や異常な状況を除いて、時間外労働を含め、週60時間を超えてはなりません。残業はすべて自主的に行う必要があります。労働者は、7日に1日以上以上の休日を確保することができるものとします。

4.12 結社の自由と団体交渉権の確保：現地の法律に従い、サプライヤーは、すべての労働者が自ら選択した労働組合を結成・加入し、団体交渉を行い、平和的な集会を行う権利を尊重するとともに、労働者がそうした活動を控える権利も尊重する必要があります。労働者およびその代表者（またはそのいずれか）は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントの恐れなく、労働条件および経営慣行に関する意見や懸念事項を経営陣と率直に伝達および共有することができる必要があります。現地の法律や状況によってこれらの権利の一部または全部が制限されている場合、サプライヤーは、雇用問題や職場の懸念事項について労働者と有意義な対話を行う他の方法を追求する必要があります。

4.13 効果的な不服や不満申し立て手続きを提供し、マイクロソフトと協調して特定された人権違反の是正に取り組む：サプライヤーは、すべての従業員とそのサプライチェーンが、報復を恐れることなく上級管理職に懸念を表明できるよう、匿名、公平、かつ秘密厳守の方法を提供する必要があります。苦情およびその解決の経過を追跡し、記録するものとします。苦情処理手段は、アクセスしやすく、文化的に適切である必要があります。サプライヤーは、これらの

報告手順を定期的に見直す必要があります。労働者およびその代表者（またはそのいずれか）は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントの恐れなく、労働条件および経営慣行に関する意見や懸念事項を経営陣と率直に伝達および共有することができる必要があります。サプライヤーは、あらゆる苦情処理手続に関する情報およびトレーニングを労働者に対して定期的に提供しなければなりません。サプライヤーは、特定された人権違反および関連する悪影響を是正するためにマイクロソフトと協調することに同意します。サプライヤーは、本 SCoC の「懸念の提起と問題がある行為の報告」セクションに記載されているマイクロソフトの報告経路だけでなく、サプライヤー自身の報告経路に関する情報をサブティア サプライヤーに提供する必要があります。

4.14 セキュリティ フォースの使用：サプライヤーは、拷問、非人道的または屈辱的な扱い、身体的危害、結社の自由の制限をもたらす民間または公的なセキュリティ フォースを使用することを禁じます。

4.15 地域社会との関わりと先住民族：サプライヤーは、土地や森林を不法に立ち退かせ、奪うことや、それに依存するコミュニティや先住民の水へのアクセスを制限することを禁止されています。影響を受けるすべての関係者との協議が必要です。

4.16 人権擁護者への報復：サプライヤーは、人権擁護者への報復が禁止されています。

5. 衛生管理と安全性

マイクロソフトのサプライヤーには、事業のあらゆる面において安全衛生管理上の慣行を策定および実施することが求められます。サプライヤーは、制限なく、以下の要件を満たす必要があります：

5.1 適用されるすべての労働安全衛生法の遵守を確保する：労働者が安全衛生上の危険（化学物質、電気、その他のエネルギー源、火災、車輛、単独作業、落下危険など）にさらされる可能性を特定・評価し、「管理の階層」を用いて緩和します。この管理には、危険の除去、工程や材料の代替、適切な設計による管理、技術的・運営的管理の実施、予防保全、安全作業手順（ロックアウト/タグアウトを含む）、継続した労働衛生・安全訓練の提供などが含まれます。これらの手段で危険性を適切に管理できない場合、労働者には適切でよく整備された個人用保護具、およびこれらの危険性に関連する労働者のリスクに関する教育資料が提供される必要があります。また、妊娠中の女性や授乳中の母親を危険性の高い労働条件から除外し、仕事の割り当てに関連するものを含め、妊娠中の女性や授乳中の母親に対する職場の健康や安全のリス

クを除去または軽減し、授乳中の母親に対する合理的な便宜を図るための合理的な措置を取る必要があります。

5.2 すべての従業員に対して、安全で健康的な職場環境を提供する：労働環境に内在する危険の原因を管理し、最小限に抑えるための措置を講じ、影響を受けやすい人々を保護するための管理を実施します。

5.3 サプライヤーが宿泊施設を提供しようとする場合における安全な住居の提供：サプライヤーが提供する労働者寮または住宅は、受入国の住宅および安全基準を満たし、清潔で安全であるように維持されなければならない。適切な緊急脱出口、入浴およびシャワー用の温水、適切な照明、暖房、換気、個人的な貴重品を保管するための個別に保護された宿泊施設、合理的な出入口特権に沿った適切な個人スペースを提供する必要があります。労働者は、清潔なトイレ設備、飲料水、衛生的な食品の準備、保管および食事のための設備に即座にアクセスできなければなりません。衛生管理には、食品加工機器、施設、および作業者を洗浄するために使用される方法、手順、および洗浄剤が含まれる必要があります。

5.4 違法薬物の使用、所有、頒布、または販売を禁止すること。

5.5 産業衛生：化学物質、生物物質、物理物質に対する労働者の暴露は、管理の階層に従って、特定、評価、管理される必要があります。潜在的な危険性が確認された場合、参加者は潜在的な危険性を排除および/または低減する機会を探せるものとします。危険有害性の除去または低減が不可能な場合、潜在的な危険有害性は、適切な設計、技術、および運営上の管理を通じて制御される必要があります。このような手段で危険性を十分に制御できない場合、労働者は適切でよく整備された個人用保護具を無償で提供され、使用する必要があります。保護プログラムは継続的なものであり、これらの危険に関連するリスクに関する教材を含むものとし、生物学的製剤への予防的暴露も対象とします。

5.6 身体的に負担の大きい仕事：手作業による材料の取り扱い、重労働、または反復的な持ち上げ、長時間の立ち仕事、非常に反復的または強い力を要する組立作業など、身体的に負荷のかかる作業の危険にさらされる労働者を特定し、評価し、管理する必要があります。

5.7 機械の安全保護：製造機械およびその他の機械は、適切な管理の階層を使用して、安全上の危険性を評価するものとします。機械が労働者に傷害の危険を及ぼす場所には、物理的なガード、インターロック、緊急停止装置、ライトカーテン、障壁を設け、適切に維持する必要があります。

5.8 安全衛生に関するコミュニケーション：サプライヤーは、機械的、電氣的、化学的、火災、物理的な危険を含むがこれに限定されない、労働者がさらされるすべての特定された職場の危険について、労働者の言語または労働者が理解できる言語で適切な職場の安全衛生情報およびトレーニングを労働者に提供する必要があります。衛生管理と安全性に関する情報は、施設内に明確に掲示するか、または労働者が識別可能でアクセスできる場所に置く必要があります。すべての労働者に対して、作業開始前およびその後定期的に、トレーニングを実施します。労働者は、報復されることなく、衛生管理と安全性に関するあらゆる懸念を提起することを奨励される必要があります。

5.9 緊急事態への備え：潜在的な緊急事態や事象を特定・評価し、緊急報告、従業員への通知・避難訓練、従業員教育、トレーニングなどの緊急計画や、対応手順を実施することで、その影響を最小限に抑えます。緊急時訓練は、少なくとも年1回、または現地の法律で義務付けられている場合の、より厳しい方に応じて実施する必要があります。また、緊急時計画には、適切な火災検知・消火設備、明確で妨げのない出口、適切な出口設備、緊急対応者の連絡先、復旧計画などを含める必要があります。このような計画や手順は、生命、環境、および財産への危害を最小限に抑え、回復力に重点を置くものとします。

5.10 労働災害と疾病：労働者からの報告を奨励し、傷病の症例を分類・記録し、必要な医療を提供し、症例を調査し、その原因を取り除くための是正措置を実施し、労働者の職場復帰を促進するための規定を含む、労働災害と疾病の予防、管理、追跡、報告のための手順とシステムが整備される必要があります。

6.環境上の規制と保護

マイクロソフトは、環境保護、環境デューデリジェンス、環境のサステナビリティ推進に対する社会的責任を負っていることを認識しています。サプライヤーには、二酸化炭素排出量の削減、水消費の低減、廃棄物排出の最小化を積極的に行うという当社のコーポレートコミットメントを共有することを求めます。サプライヤーは、制限なく、以下の要件を満たす必要があります：

6.1 環境・社会・ガバナンス（ESG）関連の報告を義務付け、および/または有害物質、大気、水の排出、騒音公害、廃棄物、土地の劣化を規制するものを含め、適用されるすべての環境法、規制、および国際条約を遵守します。関連する条約には、水銀に関する水俣条約（Minamata Convention）、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（Stockholm Agreement on

Persistent Organic Pollutants：POPs 条約）、バーゼル条約（Basel Convention）が含まれますが、必ずしもこれらに限定されません。

6.2 汚染防止と資源の削減：汚染物質の排出・放出、有害な土壌の変化、廃棄物の発生、人権を損なう騒音公害、その他の生態系や土地の劣化は、発生源で、あるいは汚染防止装置の追加、生産・維持・施設プロセスの変更、その他の手段などを実践することにより、最小化または排除される必要があります。水、化石燃料、鉱物、原生林産物などの天然資源の使用は、生産・維持・施設プロセスの変更、材料の代替、再利用、節約、リサイクル、水・廃棄物の循環利用、その他の手段などの実践によって保全される必要があります。

6.3 水の管理：サプライヤーは、水源、使用、排出を文書化、特性化、監視し、水を節約する機会を模索し、汚染の経路を制御する水管理プログラムを実施する必要があります。すべての廃水は、排出または廃棄の前に、特徴づけ、監視、管理、および必要に応じて処理する必要があります。サプライヤーは、最適なパフォーマンスと規制遵守を確保するために、排水処理および封じ込めシステムの性能の定期的なモニタリングを実施するものとします。

6.4 空気排出量：事業から発生する揮発性有機化学物質、エアゾール、腐食剤、微粒子、オゾン層破壊物質、燃焼副産物の大気排出は、排出前に特徴づけ、定期的に監視・管理し、必要に応じて処理される必要があります。オゾン層破壊物質は、モントリオール議定書（Montreal Protocol）に従って効果的に管理・廃止し、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出はキガリ改正（Kigali Amendment）および適用される規則に従って効果的に管理され、段階的に削減される必要があります。サプライヤーは、大気排出制御システムの性能について、定期的なモニタリングを実施するものとします。

6.5 危険有害性物質：人体や環境に有害な化学物質、廃棄物などを特定し、ラベル付けし、製品・サービスを含め、安全な取り扱い、移動、保管、使用、リサイクルまたは再利用、廃棄を確実にするために管理する必要があります。

6.6 素材の制限：サプライヤーは、製品、包装、製造における特定物質の禁止または制限に関して、適用されるすべての法規および顧客要件（リサイクルおよび廃棄に関する表示を含む）を遵守する必要があります。

6.7 製品および包装：サプライヤーは、マイクロソフトがビジネス契約に定める製品および包装のマークやラベル、材料の内容および制限、リサイクル、および廃棄に関するマイクロソフトのすべての要件を遵守することに同意するものとします。

6.8 環境に関する許認可と報告：必要な環境許認可（排出監視など）、承認、登録はすべて取得、維持、最新に保ち、その運用と報告の要件に従う必要があります。

6.9 廃棄物：サプライヤーは、(1) 保全を意識した保守と生産プロセスを使用すること、(2) 可能な場合は常に、廃棄する前に、材料を削減、再利用、リサイクルすること（この順序に従う）を通じて、サプライヤーの施設に適切な保全措置を導入することにより、固形廃棄物、排水およびエネルギー損失を含むあらゆる種類の廃棄物を防止または排除し、(3) 可能な限り、再生可能エネルギーの使用を目指すこと、が求められます。

6.10 脅威の特定：放出される可能性があり、環境への脅威となり得る化学物質、廃棄物、その他の物質を特定し、それらの安全な取り扱い、移動、保管、使用、再利用、リサイクル、および廃棄を行えるようにするために適切に管理すること。

6.11 GHG の開示：サプライヤーは、マイクロソフトが指定する方法を通じて、温室効果ガス（GHG）排出量データの計算に必要な、完全で一貫した正確なスコープ 1、2、3 の GHG 排出量データおよび/またはコンポーネントを開示する必要があります。またサプライヤーには、そうした開示される排出量データに対する独立した、または第三者による保証の提供が求められる場合があります。さらにサプライヤーは、2030 年までに GHG 排出量の絶対値を 55% 以上削減する計画、または、マイクロソフトとのサプライヤー契約やその他の文書による通信において確立されているベースラインに準じる代替の削減目標を提供し、達成する必要があります。サプライヤーの適合のタイミングを含めたデータ開示、保証、削減目標、計画された削減の達成についての特定の要件は、マイクロソフトとのサプライヤー契約またはサプライヤーに送られるその他の文書に明示されます。

7. 情報の保護

マイクロソフトのサプライヤーは、知的財産権を尊重し、秘密情報を保護し、セキュリティ基準、ポリシー、制御、プライバシーに関する規則と規制を遵守する必要があります。サプライヤーは、制限なく、以下の要件を満たす必要があります：

7.1 知的財産：知的財産権は尊重され、技術やノウハウの移転は知的財産権を保護する方法で行われ、顧客やサプライヤーの情報は保護される必要があります。

7.2 セキュリティ：サプライヤーは、PO 条件、マスター契約（またはその他の該当する契約）、またはマイクロソフト サプライヤーセキュリティとプライバシー アシユアランス データ保護要件（SSPA）などのマイクロソフトの要件に従って、セキュリティプログラムを維持す

る必要があり、これらに限定されません。サプライヤーは、（社内で取得した、またはパートナーもしくはサプライヤーを介して取得した）マイクロソフトの顧客データに関連するインシデントが発生する恐れがある場合、できるだけ速やかにその旨を報告する必要があります。

7.3 プライバシー：マイクロソフトでは、プライバシーを重視し、尊重し、保護し、擁護しています。サプライヤーは、(1) 現地のプライバシーおよびデータ保護に関するすべての法律を遵守し、(2) 個人データを安全に保護するための適切なプロセスおよび慣行を有し、(3) 個人データをマイクロソフトの代表またはマイクロソフトの顧客が同意した場合にのみ使用し、かつ(4) マイクロソフトのコンプライアンスの取り組みに協力するものとします。

7.4 作成、管理、使用された企業記録および社内業務情報の保持（すべての形式）：以下の要件は、全世界および企業全体のあらゆる形式の情報資産に適用されます：

- a. マイクロソフトの敷地内またはマイクロソフトの機器/ツールを使用して行われる作業：マイクロソフトの拠点内で、またはマイクロソフトの機器/ツールを使用して作成、管理、または使用されたすべての業務記録は、マイクロソフトの文書保持に関するポリシー、企業保持スケジュール、およびその他のマイクロソフトが指示する慣行に完全に準拠して保持されます。
- b. マイクロソフトの施設および/またはマイクロソフトの機器/ツール以外で行われた作業：別段の定めがある場合を除き、マイクロソフトは、自社との契約に明示されているマイクロソフトの拠点以外で、またはマイクロソフトの機器/ツール以外を使用して作成、管理、または使用されるすべての情報の所有権および管理権を保持します。
- c. 具体的な事例：サプライヤーは、契約で定められた所定の期間、データの保持、抽出、またはその他の方法によるマイクロソフトへのデータの提供を求められる場合があります。また、法律上または監査上の問題がある場合には、その義務を超えてデータを保持することが求められる場合があります。

8. サプライヤー倫理規定トレーニング

コンプライアンスに関するトレーニング：サプライヤーは、マイクロソフトの案件に携わる自社の従業員、下請業者、およびサブティア サプライヤーに対し、サプライヤー倫理規定、適用法規、および一般的に認められた基準の内容を理解し、遵守できるようにする必要があります。

- a. 毎年、サプライヤーの代表者は、SCoCを見直し、承認し、[マイクロソフトの SCoC トレーニングコース](#)を修了する必要があります。この確認は、マイクロソフトの [SupplierWeb](#) プラットフォームで毎年証明される必要があります。
- b. 毎年、サプライヤーは、マイクロソフトの案件に従事するすべての従業員、下請業者、およびサブティア サプライヤーに対し、本 SCoC の内容に関する研修を実施する必要があります。サプライヤーは、この要件を満たすために、[SCoC トレーニングコース](#)を使用することができます。

上記のサプライヤーのトレーニング義務に加えて、マイクロソフトの企業ネットワークおよび建物（またはそのいずれか）へのアクセス資格情報を必要とするすべての社外スタッフに対して、アクセス権を取得する前に SCoC トレーニングを完了することが要求されます。このトレーニングは、マイクロソフトが管理・提供します。

9. マイクロソフトのネットワークまたは建物へのアクセスに関する要件

サプライヤー従業員がマイクロソフトのネットワークまたは施設にアクセスする必要がある場合、以下の条件が適用されます：[サプライヤーの配置前調査に関するポリシー、サプライヤーによるマイクロソフトの施設とネットワークの使用、および該当する米国在住労働者に対するサプライヤーの福利厚生要件](#)。

10. 懸念の提起と問題がある行為の報告

問題がある行為または SCoC に違反している可能性について報告するために、懸念の解決に際してマイクロソフトの主な連絡担当者と協力することをサプライヤーに推奨します。これが不可能または不適切な場合には、次のリンクに記載されているいずれかの方法でマイクロソフトにご連絡ください：<http://www.microsoftintegrity.com/>

マイクロソフトの報告チャンネルは、SCoC を遵守していない可能性のある企業や個人を報告するために使用することができます。

マイクロソフトは機密を可能な限り保持いたします。また、助言を誠実に求めた個人、または問題のある行為やサプライヤー倫理規定への違反の可能性を誠実に報告した個人に対する報復行為を一切許しません。